

埼玉県孤独・孤立対策ポータルサイト改修業務委託仕様書

この仕様書は企画提案書作成用である。

企画提案競技後、県は契約先候補者と協議を行い、協議が整った際は仕様書を契約先候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

埼玉県孤独・孤立対策ポータルサイト改修業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月10日(火)まで

3 目的

「埼玉県孤独・孤立対策ポータルサイト」(※)について、孤独・孤立による悩みを抱える当事者や支援団体などにとって、必要な情報にアクセスしやすく、より充実したサイトとするため、改修を行うものである。

※埼玉県孤独・孤立対策ポータルサイト URL

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/kodoku-koritsu/index.html>

4 委託業務の内容

(1) 埼玉県孤独・孤立対策ポータルサイト改修

ア サイト構成

(ア) 現在のサイト構成を基本とし、よりわかりやすく、より有効な情報発信となるよう、受託者の経験を踏まえ、最適なサイト構成を提案すること。

(イ) URL は、県ドメイン内の<<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/kodoku-koritsu/index.html>> になることを前提とする。

イ トップページ等のデザイン修正

(ア) 既存のレイアウトを見直し、利用者が情報を探しやすいレイアウトデザインに修正すること。

(イ) 写真やイラストを適切に使用するなど、視覚的にデザインや機能性に優れたものに修正すること。

(ウ) スマートフォン利用者が横スクロールなく閲覧できるよう、レイアウトを最適化することができるデザインとすること。

(エ) グローバルナビゲーションについて、サイト構成に合った、適切なインデックスに修正すること。

ウ サイト設計

サイトの管理運用において、県 CMS 利用者であれば作業できる程度のサイト設計及び設定とすること。

エ アクセシビリティ及びユーザビリティへの配慮について

(ア) ページの修正・作成に当たっては、県の指定する「ホームページ管理システム(CMS)」

を使用すること。

- (イ) CMS システム利用 ID 及びパスワードの交付等
 - a CMS システムを利用するにあたり、利用端末情報、利用者、利用期間等を記した CMS システム利用申請書（別記様式 1）を作成し、県に対し利用 ID 及びパスワードの交付を依頼するものとする。
 - b 利用 ID 及びパスワードの交付を受けたユーザは、事務事業の廃止等により利用 ID 及びパスワードが不要となった場合は、直ちに県に連絡するものとする。
 - c ユーザは、交付を受けた利用 ID 及びパスワード（システムの機能により定期的に更新したものを含む）を適正に管理しなければならない。
 - d パスワードを変更した場合は、変更後のパスワードを福祉政策課政策企画担当に報告すること。
- (ウ) キーボードですべての操作ができるようにすること。
- (エ) リンク部分のテキストの色はブラウザのデフォルト設定を生かすようにし、「下線」を表示すること。
- (オ) リンク先が埼玉県ホームページ以外の場合、別ウィンドウで開くように設定すること。
- (カ) リンク部分のテキストには「こちら」などの指示語を使わず、適切なリンク先誘導文とすること。
- (キ) 画像には、適切な代替情報を付けること。
- (ク) 画像内には文字情報を入れないこと。やむを得ず画像内に文字情報が含まれる場合は、必ず漏れなく代替情報として文字情報を記載すること。
- (ケ) 色だけ、または形・位置だけで表現しないこと。
- (コ) 機種依存文字を使用せず、代替文字に変更すること。
- (サ) 表組みを使用している情報は、必要に応じて、HTML 形式に変換して、表組みすること。表を使用する際には、できるだけわかりやすく、単純な構造とし、見出しを設定すること。
- (シ) 箇条書きをする場合は箇条書きの要素（ul）を使用すること。また、画像の○等を使ってリストマークのように用いたり、改行することで箇条書きのように見せないこと。
- (ス) ソース上でポイント等を指定せずに、文字の大きさとフォントを利用者が変えられるようにすること。
- (セ) レイアウトのために単語の途中で空白や改行をいれないこと。
- (ソ) 読み上げソフトで正しく読み上げられるように表記に配慮すること。また、数字の途中で改行しないこと。（例）4/1→4 月 1 日、（火）→火曜
- (タ) タイトルや見出しなどは全体でフォントの大きさを変えないこと。
- (チ) 横方向のスクロールが発生しないように収めること。また、縦の長さが長くなる場合には、ページ内リンクを利用したり、ページのトップへ戻るリンクを設けたりすること。
- (ツ) CMS の各種チェックを実施し、問題がないことを確認したうえで、掲載すること。
- (テ) 画像に付随する文字情報に関してもコントラスト比 4.5:1 以上になるように設定

すること。

(ト) その他県から追加の要望がある場合は相談の上対応すること。

オ サイト改修全般に関するコンサルティング

(ア) 改修することによって発生する懸念事項や、あらかじめ検討しておくべき注意事項について、受託者の経験から有効と思われる対応方法を積極的に提案すること。

(イ) サイト構成、デザイン作成、詳細要素の配置については、協議により決定するものとし、その他の業務についても、県と調整を図りつつ進めること。

(2) 孤独・孤立対策に係る好事例紹介ページの新規作成

ア 制作方針

(ア) 県内で孤独・孤立対策に取り組んでいる事例を広く情報発信するものであること。

(イ) 委託者が提供する資料をもとに、閲覧者に伝わりやすい内容とすること。

(ウ) 上記(1)により改修するサイトの適切な場所に新たに作成すること。

イ ページ構成

(ア) 文章や画像等による紹介(20団体程度)

(イ) 動画による紹介(3団体程度)

ウ ページデザイン

上記(1)及び(2)アを踏まえ、閲覧者に取組の内容や特色がわかりやすく伝わるデザインを提案すること。

エ 好事例紹介の作成

(ア) 上記(2)イ(ア)の紹介は、以下の内容で作成すること

a 委託者が提供する資料をもとに作成すること。

b 画像やイラスト等を用い、閲覧者が読みやすい構成及び内容とすること。

オ 動画の作成

(ア) 上記(2)イ(イ)の動画は、以下の内容で作成すること。

a 委託者が指定する団体について、現地でインタビューを撮影すること。

b 尺は1本(1団体)あたり1分程度とすること。

c 動画に合わせたナレーション・BGMを挿入すること。

d 動画に合わせた字幕・テロップを入れること。

e 各動画のサムネイル画像を作成すること。

f 編集した動画案制作後の校正は、1本につき3回以内とすること。

(イ) 動画の作成にあたっては、以下の点に留意すること。

a 作成した動画は「YouTube『埼玉県公式チャンネル(サイタマどうが)』」に掲載し、動画のリンクをページに掲載すること。

b 委託者からの要望に基づき、縮尺やファイル形式等の変更に柔軟に対応すること。

c 使用期限を定めないこと。

5 成果物の納品

受託者は、成果物を委託者へ提出するものとし、提出方法は以下のとおりとする。な

お、成果物の納品日の一か月前までに県の確認を受けること。

(1) 成果物

ア 埼玉県孤独・孤立対策ポータルサイト改修

(ア) 作成されたデータ一式 (県 CMS に取り込んだ状態)

(イ) サイト設計書 (サイト構成図、ワイヤーフレーム、ページ一覧等)

(ウ) デザインデータ

(エ) その他、委託者と受託者との間の協議により適当と認めたもの

イ 孤独・孤立対策に係る好事例紹介ページの新規作成

(ア) 動画データ (MP4 ファイル)

(イ) デザインデータ

(ウ) その他、委託者と受託者との間の協議により適当と認めたもの

(2) 納品先

県 CMS 内及び福祉政策課

(3) 納品期限

ア 埼玉県孤独・孤立対策ポータルサイト改修

(ア) トップページ及び相談窓口のページ 令和7年11月28日(金)

(イ) その他のページ 令和8年2月27日(金)

イ 孤独・孤立対策に係る好事例紹介ページの新規作成

令和8年2月27日(金)

※納品後であっても、成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に動作・放映できない場合は、正常に動作・放映できる状態となるまで対応すること。

6 成果物に関する権利の帰属

(1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。

(2) 本業務の履行に伴い新たに発生する成果物等に対する著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)等はすべて県に帰属し、県は受託者に許可を得ることなく Web での使用を含めて手段を問わず二次利用できるものとする。受託者は、県が成果物等を利用する際に、著作権人格権を行使しないものとする。

(3) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

(4) 動画作成後に、動画に出演した者より動画が放映されることに不都合が生じる旨の申し出があった場合は、県と協議の上、対応を決定すること。

(5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

7 業務報告

(1) 県は、必要があると認めるときは、受託者に対して、受託業務の業務内容の報告を求め、又は、必要な指示をすることができる。

(2) 受託者は、受託業務の遂行が困難になった場合には、速やかに県に報告するとともに、その指示を受けなければならない。

8 委託業務実施にあたっての留意事項

(1) 本業務の遂行にあたっての再委託については、以下のとおりとすること。

ア 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により県の承諾を得た場合は、この限りではない。

イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

(2) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

(3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。

(8) 本事業における企画提案競技での企画提案書の内容を踏まえて、事業を実施すること。